

地域再生計画

1 地域再生計画申請主体

長崎県長崎市

2 地域再生計画の名称

長崎市地産地消推進計画

3 地域再生計画に定める地域再生の取り組みと進めようとする期間

平成 16 年度～平成 20 年度

4 地域再生計画の意義及び目標

< 意 義 >

長崎市の農業は、平坦地に乏しく、農地の大半が狭小な傾斜地にあるため、平坦地と比較して多くの労力と経費を要するなど不利な条件で農業が営まれているが、農業従事者の高齢化等に伴い、農業の維持、継続が厳しい状況にある。

このような中、長崎市においては、地域の特性を活かした地産地消の推進に力を注いでおり、平成 16 年度は、地元農水産物を使った長崎料理の研究開発、市内中心部での直売所・朝市の設置検討、学校給食への利用促進等ながさきの「食」推進委員会を設置し、地産地消の推進を図り、都市と農村との交流を推進するものである。また、地産地消を進める上で、担い手の育成・確保が重要であり、本市では、平成 15 年度に「長崎市農業センター」を開設し、一般市民を対象として農繁期に農家のお手伝いをする農業ヘルパーや新たに農業を始めようとする新規就農者の育成、確保に努めているところである。

さらに、本市は「長崎いきいき農業特区」の認定を受け、企業等に門戸を広げるとともに新規就農者等が農業に参入しやすい環境を整えるものである。また、有害鳥獣による農作物への被害により、農家の経営意欲の衰退を招いていることから、被害の減少に努めるものである。

このようなことから、雇用の促進、耕作放棄地の活用、地場産学校給食の普及、認定農業者の規模拡大により、地産地消の推進を基本に置くことで、本市農業の活性化につなげていくものである。

<目標>

本市は、農業の活性化を図る農業振興施策として、次の事業に積極的に取り組んでいる。

(1)ながさきの「食」推進事業

平成14年度から地産地消策の一環として、市内小中学校における学校給食への地場農産物の普及に努めているが、平成16年度には、地産地消推進を強化するため、ながさきの「食」推進委員会を設置し、地元で取れた安全で安心な農水産物を求める等、消費者の食に対する関心が高まる中、地元で取れた農水産物の消費拡大を推進するため、効果的な事業の展開を図る。

事業の一つとして、さらなる学校給食への地元農水産物の利用促進を図り、「食育」を推進するとともに、市民に対して試食会や料理コンテスト等を開催し、食材・食文化への関心と理解を深めてもらい、本市農水産物の消費拡大や農水産業の活性化を図る。

(2)ながさき生まれ・取れたて農水産物フェスタの開催

市内産の農水産物を地元で消費拡大を推進するため、農水産物フェスタを開催する。

(3)新規就農者等支援事業

農業センターで研修を終えた新規就農者や農業ヘルパー制度を利用して、規模拡大を図りたい農家が容易に取り組みができるよう、荒廃した農地の伐開作業及び比較的小面積で実施できるミニハウス等施設整備について支援し、地産地消及び耕作放棄地の解消を促進する。

(4) 農産物加工品開発モデル事業

市内に多く存在するタケノコを長期保存による商品開発の試験を行い、真空冷凍タケノコの生産量を増やし、試食会を開催するとともに、学校給食やホテル等の料理への活用を図る。

(5) 長崎市農業センター施設整備事業

農業センターにおいては、平成 15 年度は 35 名の研修生を受け入れたが、平成 16 年度は 108 名を計画しており、受け入れ施設の整備を図る必要がある。このため、平成 16 年度は、高速堆肥センターの建物を有効利用し、研修室を整備する予定である。平成 17 年度以降は、野菜出荷室、土づくり研修室等の整備を行なう計画である。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的、社会的効果

長崎市は、農産物の地産地消推進の一環として次の事業により、積極的に取り組んでいる。

(1) 市内小中学校における学校給食への地場農産物の供給

学校給食への地場農産物の供給については、平成 14 年度から取り組んでいるが、実施校はモデル校として 12 校で、これは、長崎市内の小中学校 87 校の 14%にとどまっている。また、12 のモデル校においても、農家からの協力が十分できていない状況にある。そこで、農業ヘルパーの手伝いにより、余裕ができた農家の規模拡大及び新規就農者の育成、確保を図ることは、耕作放棄地の有効活用、地場農産物の生産向上の面からも期待できる。

学校給食供給対象校

	小学校	中学校
平成 1 5 年度	8	4
平成 2 0 年度 (目標)	5 6	3 1

農業ヘルパー及び新規就農者の育成確保 (人)

コース	野菜	花き	果樹	計
平成 1 5 年度実績	1 1	1 2	1 2	3 5
平成 1 6 年度予定	3 6	3 6	3 6	1 0 8

(2)企業の参入等

本市では企業の参入により、耕作放棄地等の有効活用が図られる。

企業の参入と利用面積

平成 1 6 年度	1 社	0 . 5 ha
平成 2 0 年度 (目標)	5 社	6 . 0 ha

(3)農産物直売所等の設置・販売

農産物直売所等の設置・販売は、高齢者に出品の機会を与え、生きがいや健康増進の一助となっていること、また、女性農業者が積極的に参加していることなど、農村の活性化や耕作放棄地の再生等に大きな役割を果たしている。

農産物直売所の販売額 (1 4 ヶ所)

平成 1 4 年度	6 6 , 0 0 0 万円
平成 2 0 年度 (目標)	8 6 , 0 0 0 万円

上記のとおり、地産地消の施策は、企業や新規就農者等の新たな農業への参入により、雇用の拡大を促し、市外への人口流失を防ぐとともに、農家と市民との交流や新鮮で安全な農作物を求める一般消費者の要求を満たす役割も担っている。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

長崎市農業センター施設整備事業

平成16年度は108名の研修生を受け入れ、基礎講座の学習や農家での実習を計画している。この受入れに際して、平成16年度に、長崎市高速堆肥センターを活用し、研修室の整備を図るとともに、平成17年度以降、野菜出荷室や土づくり研修室等の整備を行なう。

研修終了後の支援

農業ヘルパーや新規就農者の研修終了後の支援策として、耕作放棄地の幹旋を行うとともに、容易に取組みやすいように伐開、ミニハウス設置等の支援を行う。また、認定農業者を中心として、農業ヘルパー等の手助けにより規模拡大志向農家もあることから、研修生の連絡体制等の組織作りを支援する。

8 上記に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

ながさきの「食」推進事業

地場農水産物の学校給食への普及を推進するとともに、地域の伝統料理の掘り起こしや長崎くんち料理の普及及び長崎白菜、長崎高菜、長崎赤カブな

ど長崎在来品種の活用を推進する。特に秋に予定している、ながさき生まれ
取れたて農水産物フェスタにおいて、市内産の食材を利用した郷土料理コン
テスト等の開催について、推進委員会で協議・検討する。

その他の事業

その他の事業として、本市は、従来から道路沿いや公園等にパンジー等の
花きを植栽しているが、これらの花のほとんどが市外産であるため、平成1
4年度から市内で生産し、花のあるまちづくりに貢献するとともに、農家へ
の波及効果等をねらいとして事業を進めている。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

2 当該支援措置を受入れようとする者

長崎市

3 当該支援措置を受入れて実施又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

長崎市は起伏の多い地形で耕地は平地に乏しく畑作を中心とした農業が行なわれている。

長崎市高速堆肥センター導入当初の昭和 6 1 年度は、特産品のしょうがが東長崎地区を中心に広く栽培されており、また、施設野菜としてはいちごの栽培面積が急速に拡大されていた。このような成長著しい野菜の生産安定を図るため、堆肥生産を行い継続的に土づくりを実施し、市の農業振興を推進してきた。

しかし近年、農業者の高齢化や担い手不足といった農業情勢の変化、物価・価格の低迷や長崎市周辺地区の都市化など社会・経済情勢の変化により、耕作放棄地の増加や農業生産の伸び悩みが大きな課題となっている。

このような状況の中、高速堆肥センターにおいても次のような問題が発生した。

市販堆肥との価格差がなくなったことから、需要量が低下し農業振興策としての効果が薄れている。

堆肥製造に係る機器の修繕費が毎年 1 千万円となり、運営が困難となってきた。

堆肥センターの周辺が整備され住宅地となり、悪臭に対する苦情が出てきた。

以上のようなことから、現在、堆肥の製造が困難な状況である。

市では平成 1 5 年度から農繁期や人材を必要としている市内農業者の支援を行うヘルパーの育成や新規就農者育成のための研修等を目的とした「長崎市農業センター」を開設した。この長崎市農業センターは既存のいちご育苗施設、花き栽培施設等を活用し研修を行い、平成 15 年度は 35 名の参加を得ており、今後は研修生の受入を大幅に増やす計画である。

このため平成 15 年度に構造改革特区「長崎いきいき農業特区」の認定を受け
ており、特区を活用し地域再生計画を実施するものである。この地域再生計画
の中で高速堆肥センターの施設の一部を長崎市農業センターの研修室として有
効活用を図るとともに、耕作放棄地の有効活用等、地域の活性化により、市の
農業振興につなげるものである。

4 支援措置の内容

高速堆肥センターは、社会・経済情勢の変化により、需要量が低下するなど
事業の継続が困難な状況にあり、今後の堆肥センター建物の有効活用は、本地
域再生計画の中で重要な位置づけにある。

このことによって、平成 16 年度の堆肥センターの利用計画は、堆肥センター
の一部を農業センターの研修室として活用する計画であり、平成 17 年度以降
は、農業出荷室や土づくり研修室等の整備を年次毎に行う計画である。

堆肥の生産実績(目標 70,000 袋/年)

62 年	63	平成元年	2	3	4	5	6
13,822	58,387	64,865	73,408	75,294	70,200	70,351	65,960
7	8	9	10	11	12	13	14
58,405	63,000	51,000	52,950	44,500	41,000	34,850	4,550

平成 16 年度及び平成 17 年度以降の整備計画
別紙整備計画参照

(支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類)

1 補助事業者 (間接補助事業者 : 長崎市) の意見

現在、長崎市では重点施策として地域の活性化と農業の振興を図るため、ながさき新鮮農産物地元消費推進事業 (地産地消) を展開しているが、事業推進のためには農業ヘルパーや新規就農者の育成・確保が必要不可欠である。

そこで長崎市では、農繁期における農家のお手伝いをする農業ヘルパーや新規就農者の育成・確保のため、長崎市農業センターを開設し農業ヘルパー等の研修を行っているが、研修室等研修生の受入施設が整備されておらず研修に支障をきたしている。

このため隣接する長崎市高速堆肥センターを転用し、研修室等を整備することは研修制度の充実が図られ、長崎市農業の活性化を図る上で有効であると考えことから、本施設の転用について異議はない。

(施設の概要)

事業名	野菜産地総合整備対策事業 野菜作柄安定総合特別対策事業
事業目的	化学肥料に偏った栽培形態で、地力の低下をきたしている農耕地に、優良堆肥を供給することによって、土作りを推進し長崎市農業の振興を図る。
事業工期	昭和 6 1 年 9 月 ~ 昭和 6 2 年 3 月
所在地	長崎県長崎市 (戸石地区)
事業主体	長崎市
施設名称	長崎市高速堆肥センター
建築面積	1 3 6 3 . 9 9 m ²
延床面積	1 3 9 8 . 6 4 m ²
敷地面積	2 , 4 0 7 m ²

建物構造	鉄骨スレート造		
建設費	308,772千円〔m ² 単価：227千円/m ² 〕		
用地取得費	0千円		
財源内訳	国庫	146,502千円(48/100)	
	県費	0千円(0/100)	
	市町村費	162,270千円(52/100)	
供用開始日	昭和62年4月		
管理主体	長崎市		
管理委託契約日	平成 - 年 - 月	管理主体が事業主体と異なる場合	

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

長崎市高速堆肥センター導入当初の昭和61年度は、特産品のしょうがが東長崎地区を中心に広く栽培されており、また、施設野菜としてはいちごの栽培面積が急速に拡大されていた。このような成長著しい野菜の生産安定を図るため、堆肥生産を行い継続的に土づくりを実施し、市の農業振興を推進してきた。

しかし近年、農業者の高齢化や担い手不足といった農業情勢の変化、物価・価格の低迷や長崎市周辺地区の都市化など社会・経済情勢の変化により、耕作放棄地の増加や農業生産の伸び悩みが大きな課題となっている。

このような状況の中、高速堆肥センターにおいても次のような問題が発生した。

市販堆肥との価格差がなくなったことから、需要量が低下し農業振興策としての効果が薄れている。

堆肥製造に係る機器の修繕費等が毎年1千万円となり、運営が困難となってきた。

堆肥センターの周辺が整備され住宅地となり、悪臭に対する苦情が出てきた。

以上のようなことから、堆肥の製造が困難な状況となっている。

市では平成 15 年度から農繁期や人材を必要としている市内農業者の支援を行う農業ヘルパーの育成や新規就農者育成のための研修等を目的とした「長崎市農業センター」を開設した。この長崎市農業センターは既存のいちご育苗施設、花き栽培施設等を活用し研修を行い、平成 15 年度は 35 名の参加を得ており、今後は研修生の受入を大幅に増やす計画である。

このため平成 15 年度に構造改革特区「長崎いきいき農業特区」の認定を受けており、特区を活用し地域再生計画を実施するものである。この地域再生計画の中で高速堆肥センターの施設を長崎市農業センターの研修室等として有効活用を図るとともに、耕作放棄地の有効活用等、地域の活性化により、市の農業振興につなげるものである。

3 当該施設における計画と最近の状況

計画利用人数

70,000 袋 / 年間

最近 3 年間の利用状況

平成 12 年度 41,000 袋 / 年

平成 13 年度 34,850 袋 / 年

平成 14 年度 4,550 袋 / 年

最近 3 年間の管理運営費の支出状況

平成 12 年度 35,055 千円

平成 13 年度 30,420 千円

平成 14 年度 5,363 千円

地元の意見等

計画概要を地元連合自治会等の会合に提示し、意見を聴き取った。

その結果、計画の内容に従い事業実施に同意する旨の回答を得ている。

4 補助対象施設の現状

長崎市高速堆肥センターで製造した、高速堆肥「たちばな」は、農業の振興策として補助（４割）を含んだ価格を設定してきたが、市販堆肥との価格差がなくなり、需要量が年々減少し、農業振興策としての効果が薄れた。

また、小規模な機械の故障は修繕を行い運営してきたが、特に攪拌機等主要設備が老朽化し、修繕費等が毎年１千万円に及んだ。

さらに、施設の西、北、南東部に住宅が増加し、悪臭に対する苦情が出てきた。

このようなことから、事業の継続が困難な状況である。

5 転用の必要性

長崎市は、平成１５年度に、長崎市高速堆肥センターに隣接している敷地を利用して、一般市民を対象とした、農繁期に農業のお手伝いをする農業ヘルパーや新規就農者育成のための、きゅうりハウスや野菜研修圃場を整備するとともに、米ぬかぼかし肥料を利用した土作りを農家へ普及するための研修等を行う、長崎市農業センターを開設した。

このため、現在、農業センターの研修において、農業基本講座等室内研修は近隣の会議室を借り受けて行っているが、今後、研修生の受け入れを大幅に増やす計画であり、研修に支障をきたすことから、長崎市高速堆肥センターの機械類の撤去及び発酵槽をヘルパー等の研修施設に改修し、長崎市高速堆肥センターの有効活用を図る計画である。

なお、本計画については、地元連合自治会等へ説明し、地域の同意を得たところである。

6 転用の時期

地域再生計画が認定された日

7 転用の相手方

該当なし

8 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

該当なし

9 転用後の施設の目的、利用計画等

（施設の使用目的等）

施設の使用目的については、研修室及び農機具保管室として整備し、研修生受け入れ施設等の充実を図る計画である。

また、野菜出荷室、土づくり研修室、野菜原種保存・育苗室を年次毎に整備し、農業センター施設としての充実を図る計画である。

（施設改修等についての考え方）

平成１６年度においては、発酵槽のスクープ式攪拌機を撤去し、研修室に改修する計画である。また、原料室において、原料ホッパーを整備し、農機具保管室に整備する計画である。平成１７年度以降は、老朽化した機械類を撤去し、野菜出荷室、土づくり研修室、野菜原種保存・育苗室等年次毎に整備する計画である。

10 転用により期待される効果

長崎市では、地産地消を推進する中で、新規就農者等担い手の育成、確保は重要な課題であり、長崎市農業センターにおいて、堆肥センターの有効活用を図ることは、農業ヘルパー等の雇用の創出の場を提供するとともに、新規就農者の増大や農業ヘルパーの手助けにより規模拡大志向の農家の意欲向上が図られ、地場産学校給食用野菜の栽培拡大等地産地消推進が図られる。